3　「当期減少額」の欄には、当期に契約が満了となる預託等取引契約に基づき預託等取引業者から預託者へ返済した金銭の総額又は返還した財産に相当する価額である帳簿価額（当該資産を返還した日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額を記載すること。

【表２】について

「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」については、貸借対照表日後５年以内に契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の１年ごとの総額及び貸借対照表日後５年を超えて契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の総額を記載すること。

５　借入金等の明細

⑴　長期借入金等の明細

【表１】

（単位：円、％）

区　分	相手先	期　首 残　高	当　期 増加額	当　期 減少額	期末残高 （うち１年以内返済又は償還予定額）	平　均 利　率	返済期限 又は償還期限
長期借入金					（　　）		
社　　債	―				（　　）	―	
リース債務					（　　）		
					（　　）		
合　　計					（　　）		―

【表２】返済（償還）スケジュール

（単位：円）

	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金					
社　　債					
リース債務					
合　計					

（記載上の注意）

【表１】について

1　期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち長期借入金等について作成すること。

2　「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「１　貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。

3　「相手先」の欄には、相手先（借入先及びリースの貸主等）ごとに記載すること。ただし、社債については当該記載を要しない。また、相手先が多い場合には、区分ごとに期末残高の多い順等で記載し、その期末残高に重要性がない相手先（借入先及びリース貸主等）は一括して「相手先」の欄に「その他」として記載することができる。

4　当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。

5　「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。

6　期末残高のうち、１年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

7　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「１　貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。

8　重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

9　社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。

10　新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第１項第３号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表２】について

長期借入金、社債及びリース債務（１年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後５年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。

⑵　短期借入金の明細

（単位：円、％）

借　入　先	期 首 残 高	期 末 残 高	当期増減額	平 均 利 率
１年以内返済予定の長期借入金				
合　　計				